■労災保険率表（平成24年度）

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	60/1000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20/1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40/1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19/1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	5.5/1000
	25	採石業	58/1000
	26	その他の鉱業	25/1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	89/1000
	32	道路新設事業	16/1000
	33	舗装工事業	10/1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	17/1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	13/1000
	38	既設建築物設備工事業	15/1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5/1000
	37	その他の建設事業	19/1000
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6/1000
	65	たばこ等製造業	6/1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1000
	44	木材又は木製品製造業	13/1000
	45	パルプ又は紙製造業	7.5/1000
	46	印刷又は製本業	3.5/1000
	47	化学工業	5/1000
	48	ガラス又はセメント製造業	7.5/1000
	66	コンクリート製造業	13/1000
	62	陶磁器製品製造業	19/1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1000
	51	非鉄金属精錬業	7/1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	7/1000
	53	鋳物業	17/1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	10/1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5/1000
	55	めっき業	7/1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業，船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5/1000
	57	電気機械器具製造業	3/1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4.5/1000
	59	船舶製造又は修理業	23/1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4/1000
	61	その他の製造業	7/1000
運輸業	71	交通運輸事業	4.5/1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	11/1000
	74	港湾荷役業	16/1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12/1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1000
	94	その他の各種事業	3/1000

■雇用保険率表（平成24年度）

	雇用保険率	労働者負担	事業主負担		
		失業等給付に係る保険料率のみ		失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	13.5/1000	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000
農林水産・清酒製造業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000
建設業	16.5/1000	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000

労災・雇用保険手続　就業規則　労務問題解決
須田社会保険労務士事務所
〒500-8212 岐阜市日野南8-12-14
TEL.058-249-5371　FAX.058-249-5373
http://www.junsuda.com/